

賛助会員規則

(目的)

第一条 この規則は、一般社団法人豊岡コミュニティシネマの定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するために会員に対する規則として定めたものです。

(賛助会員の定義)

第二条 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体の会員をいいます。

(入会申込み)

第三条 当法人の賛助会員入会にあたっては、本規則を承認のうえ、所定の入会申込書を、電子メールにて送付するか、郵送する又は持参する方法で入会申込を行うものとします。

- 2 当法人は、入会申込時に届け出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込時に公序に反する行為があつた場合等、当法人が入会を不適切と判断した場合には入会申込を承認しないことがあります。当法人は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとします。

(会費と会費の支払い)

第四条 会費は、年会費のみとし入会金はありません。なお、年会費の額については、以下のとおりとします。

賛助会員（個人）	レギュラー	ステーキホルダー	シニア・学生
年会費	3,500円	10,000円	1,000円

賛助会員（法人）	シルバー	ゴールド	プラチナ
年会費	50,000円	150,000円	400,000円

- 2 年会費の対象期間は、年会費のお支払い日から1年間とします。
- 3 創立初年度につきましては、年会費のお支払い日から営業再開後1年間とします。
- 4 既に納入された会費は、一切返還いたしません。

(会員の特典)

第五条 賛助会員に対する特典は以下のとおりとします。

- (1) [個人 レギュラー（年会費：3,500円）]

1,300円で映画鑑賞・イベント参加可能、ポイントカード進呈、鑑賞招待券2枚

- (2) [個人 ステーホルダー（年会費：10,000円）]

1,300円で映画鑑賞・イベント参加可能、ポイントカード進呈、鑑賞招待券8枚

- (3) [個人 シニア・学生（年会費：1,000円）]

1,000円で映画鑑賞・イベント参加可能、ポイントカード進呈

- (4) [法人・団体 ブロンズ（年会費：50,000円）]

①公式HPへ御名前の掲載を希望できる。②【設立初年度にご入会の方のみ、御名前が記載されたステンレス札の館内掲示を希望できる。】

- (5) [法人・団体 シルバー（年会費：150,000円）]

①公式HPへ御名前（ロゴ・小）の掲載を希望できる。②【設立初年度にご入会の方のみ、御名前が記載されたステンレス札の館内掲示を希望できる。】③本編開始前にロゴ(5秒)の放映を希望できる。※1

- (6) [法人・団体 ゴールド（年会費：300,000円）]

①公式HPへ御名前（ロゴ・中）の掲載を希望できる。②【設立初年度にご入会の方のみ、御名前が記載されたステンレス札の館内掲示を希望できる。】③本編開始前にPR動画(10秒)放映を希望できる。※1 ④ホールを年に1回レンタルできる。※2

- (7) [法人・団体 プラチナ（年会費：400,000円）]

①公式 HP へ御名前（ロゴ・大）の掲載を希望できる。②【設立初年度にご入会の方のみ、御名前が記載されたステンレス札の館内掲示を希望できる。】③本編開始前に PR 動画(15 秒)放映を希望できる。※1 ④ホールを年に 2 回レンタルできる。※2

※1. 本編開始前に PR 動画を流します。動画は最長 15 秒前後とさせていただきます。映像製作は行いませんので、ご用意をお願いいたします。ロゴ動画、PR 動画の年間放映回数については別途ご相談をさせていただきます。

※2. ホールレンタルにプロジェクターは含みません。使用時間は 1 回につき 5 時間までとさせていただきます。営業時間内 (9:00~18:00) に使用できます。レンタル日につきましては、別途ご相談をさせていただきます。

(会員の義務)

第六条 会員は以下の定める事項を遵守しなければなりません。

(1) 会員は、定款及び会員規則を遵守しなければなりません。

(2) 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければなりません。

2 当法人は、会員が前項の変更手続きを行わなかったことによって生じた不利益については一切責任を負いません。

(会員資格有効期限)

第七条 会員資格有効期間は、前四条により支払った年会費の対象期間とします。

2 会員が、会員資格有効期間を 1 ヶ年間延長する場合は、当法人が会員宛にお送りする案内に基づき、有効期限終了後 1 ヶ月間経過までに年会費を支払うこととし、以後も同様とします。

(任意退会)

第八条 会員は、任意にいつでも退会することができます。

(除名)

第九条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができます。

1. 定款及び豊岡劇場会員規則に反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第十条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失します。

1. 第四条の義務を 2 年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第十一条 会員が前八条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできません。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しません。

(定款及び法令の準拠)

第十二条 この会員規則に定めのない事項は、すべて当法人の定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従うものとします。

付則

- 1 この規則は 2022 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則は、理事会決議により改定することができる。
- 3 この規則は 2022 年 12 月 1 日から改定する。